

# 海外経済要録

## 米州諸国

### ◇米国、7項目のドル防衛強化措置を発表

ジョンソン大統領は、1月1日、国際収支対策を発表し、ドル防衛に対する政府の決意を表明するとともに、国際収支改善のための措置の内容を明らかにした。同声明文の要旨および措置の概要次のとおり。

1. 昨年の国際収支は、①ベトナム戦コスト増加(現在国際収支上のコストは年率20億ドルペース)、②民間の対外投融資の増大、③所期貿易黒字幅の不達成、④旅行収支の悪化、に加え英ポンド切下げの影響もあって、年間35～40億ドルの赤字—1960年以来最高(同年の赤字は3,881百万ドル)—に上る見込みである。こうした赤字は国際通貨制度の安定、世界経済および米国の繁栄を脅かすもので、いまや国際収支を1年後には均衡ないしこれに近い線にもっていくための決定的措置(decisive action)をとるべき時機にきている。そこで、こうした国家的・国際的責務を満たすと同時に、次の4つの基本的条件を満足させるような計画を提案する。

- (1) 米国経済の成長と強さおよび繁栄を維持すること。
- (2) 自由の防衛、世界貿易の促進、開発途上国の経済成長助成のうえで、米国が国際的責務を引き続き果たしうること。
- (3) 健全な国際通貨制度の維持に重大な利害を有する他の自由諸国の協力をうること。
- (4) 国際収支黒字国が、その収支の均衡を図るべき特別の義務を認識すること。

2. こうした要請に答えるため、第1に必要なことは米国経済の強化であり、そのためには増税の実施および歳出のコントロールと並んで、適切な金融政策の運営が必要である。さらに、労使とも賃金・価格の決定に際し、責任ある態度で臨む必要があり、商務、労働両長官と経済諮問委員会議長に対し、労使と協力して賃金・物価抑制の自主規制(voluntary program)をより効果的なものとするとともに、今後1年間、労働争議により輸出を阻害し、輸入を増大するような事態を招かぬよう要請した。

3. しかし、ドルの信認を確保するためにはさらに直接国際収支の赤字を改善する方策が必要であり、そのため次の7項目の提案をする。このうち、(1)～(4)は一時的だ

が、即時的な効果を発揮する措置であり、(5)～(7)はより長期的な措置となろう。

#### (1) 対外直接投資(10億ドル改善)

銀行法(注)に基づく大統領の権限を行使することにより、企業の対外直接投資に対する自主規制(voluntary program)を法的規制(mandatory program)に改め、直ちに実行する。同計画は商務省によって運営され、自主規制の場合と同じく、総合目標額と個々の企業別目標額を定め、これらの目標額を超過することは特別の場合にのみ許可される。ギリシャ、フィンランドを除く西欧大陸諸国に対しては、新規資本流出につき moratorium を施行(ただし65～66年平均の35%までは再投資を認める)、カナダ、日本、オーストラリア、英国、石油産出国(イラン、イラク、クウェート等)など18か国に対しては、65～66年平均の65%、開発途上国に対しては、同110%をそれぞれ限度とする新規投資規制(利益の再投資を含む)を設定する。同計画はまた、各企業に対し64～66年と同率の水準で、海外投資収益を引き続き回収するよう要請する(ただし、西欧大陸諸国に対しては、65～66年投資実績の35%を超過する部分を回収する)。

さらに、財務長官に対し、下院歳入委員長、上院財政委員長と海外子会社の利益送金促進等の実効をあげるための立法措置(所要の本国送金を行なわない子会社に対する懲罰税の賦課など)を検討するよう指示した。

(注) U. S. C., title 12, sec. 95a. "Trading with the enemy act"(対敵通商法、1917年10月6日成立)。

#### (2) 金融機関の対外貸出(5億ドル改善)

68年の対銀行ガイドラインを、64年末比109%(昨年11月16日発表)から同103%に引き下げる(これによりさきの発表では7.8億ドルと見積もられていた対外融資の余裕が、約6億ドルの枠削減となる)ほか、西欧大陸諸国に対しては、ターム・ローン(1年超貸出)を新規、借換えとも禁止、また短期与信(期間1年以下)についても、67年末残高を各期最低10%の割で本年末までに40%削減を図るなど、規制を一段と強化する。

なお、そのため、必要とあれば法的統制(mandatory control)を行ないうよう、連邦準備制度理事会に所要の応急権限(standby authority)を付与した。

#### (3) 海外旅行(5億ドル改善)

本年の海外旅行収支の赤字は20億ドルをこえる見込みであるが(ちなみに、67年第3四半期までの赤字額は年率16億ドル)、これに対処し、西半球以外の諸国

への不急旅行の2年間延期を国民に要請するとともに、財務長官に対し、この目的達成に必要な立法措置を、議会と検討するよう指示する。(注)

(注) 具体的には、切符購入への課税および旅行期間に対する日割課税(1日当り5~6ドル見当)などの税改面の施策を考慮している模様。

#### (4) 政府の海外支出(5億ドル改善)

本年の国際収支改善に寄与するために、次の3措置を実施する。

① 国務長官に対し、軍需品の対米発注増大、中・長期債(いわゆるローザ・ボンド)購入等につきNATO同盟国と早急に協議するよう指示。なお、その他の諸国についても同種問題の検討を行なう。② 予算局長官に対し、海外にいる米国文官(American civilians)の人数を減らし、また、③ 国防長官に対しても在欧米軍およびその家族の支出抑制をさらにきびしくするよう指令した。

#### (5) 輸出振興((6)と合わせ5億ドルの黒字拡大)

議会に対し、商務省の輸出強化5ヵ年計画(2億ドルの歳出)および輸銀資金拡充のため5億ドルの特別計上の承認方を要請、さらに、合同輸出協会計画(joint export association program、民間企業の共同輸出事業に対する直接資金援助)に着手するほか、輸銀の貸出条件緩和を行なう。

#### (6) 非関税障壁

米国商品にとり価格面で不利益をもたらしている外国の税制問題につき、関係国とくに国際収支黒字国との間で高レベルの討議を行なっている。

#### (7) 米国への投資と旅行

外国人による米国への投資誘引と旅客誘致のための措置を講ずることとする。なお、後者についてはすでに官民合同の特別委員会(昨年11月16日発足、元スイス大使R. マッキニー氏が主宰)が、45日以内に当面とるべき措置を報告し、また、長期的勧告案を90日以内に作成すべく、目下作業を進めている。

4. 米国国際収支が均衡に向かうに伴い、国際的な対外準備へのドルの流入が減少することになるので、SDR創設の計画を促進することが急務となる。SDRは金為替本位制を強化するものであり、われわれは金準備総額をあげても、1オンス35ドルでの金交換に應ずることを公約する。

5. なお、1月1日に、大統領が記者会見の形で国際収支特別措置を発表したのは、同声明発表と同時に、関係各国に特使(欧州にはデミング財務次官、カッツェンバック国務次官、日本、オーストラリアなどにはロストウ

国務次官)を派遣して各国の協力を要請したこととともに、過去4回のドル防衛措置の発動(注)にはみられなかった異例の措置であり、この点、本年におけるドル防衛に関する米国政府のなみなみならぬ決意を示すものと各国に受け取られている。

(注)	1960年11月16日	アイゼンハワー大統領	7項目の国際収支改善策を発表。
	1961年2月6日	ケネディ	国際収支および金問題に関する特別教書を発表。
	1963年7月18日	ケネディ	国際収支特別教書を発表。
	1965年2月10日	ジョンソン	国際収支特別教書を発表。

#### ◇米国、68年度歳出の削減を決定

米国政府は、英ポンド切下げに伴い、増税案の早期成立がドル防衛、国際収支改善の要請上緊要になったとして、10月初め以降中断されていた増税審議の再開を促すため、11月末に新たな歳出削減案を議会に提出し、上下両院の同意を得た(上院12月12日、下院同11日)。おもな内容等は次のとおり。

- (1) 政府職員の給与・手当を2%、給与以外の歳出のうち削減可能なものを各省一律に10%削減する。ただし、ベトナム戦費、郵政関係費、軍人恩給、農産物価格補助金、国債利子等は削減対象から除く。
- (2) この措置により、68年度の実際の支出額は行政予算ベースで41億ドル(債務負担の契約段階では91億ドル)削減されるが、すでに議会審議の過程で15億ドル削減されているので、今回の追加的削減額は26億ドルとなる。
- (3) 他方、ベトナム戦費が当初に比べ20億ドル増加(ただし、8月の増税提案時に40億ドル増と見込まれていたのに比べれば20億ドルの圧縮)するほか、義務的経費の増加および前年度歳出のずれ込み分が計32億ドルに上るため、歳出控除要因となる参加証券の売却を当初予定どおり50億ドル(すでに議会において30億ドルに削減されている)と見込んで、68年度の歳出は1,362億ドルと当初案を12億ドル上回ることになる。
- (4) なお、増税案が成立しなかった場合、68年度歳入は1,164億ドルと見込まれ、上記歳出を前提とすれば198億ドルの赤字となる。

なお、議会においては、このような歳出削減も財政赤字の規模に照らして依然過小にすぎるとの見方が強く、その結果、政府の増税案の審議は年明け後まで再び棚上げされることとなった。

### ◇米国、68年度対外援助額を決定

米国議会は12月15日、68年度の対外援助支出法案(appropriation bill)を22.9億ドルに決定した。これは前年度支出法案29.3億ドル、68年度の大統領要請額32.5億ドルのいずれをも大幅に下回るのはもちろん、さきに成立をみた援助権限法案(authorization bill)28.6億ドルにも達せず、戦後最低の額となった(従来のボトムは1956年度の27億ドル)。

もともと、68年度の政府要請額は軍事援助の圧縮によって戦後の最低(政府要請額の従来のボトムは1966年度の33.8億ドル)となっていたため、これがさきの援助権限決定の段階で約4億ドル削減されたことに対しては、大統領は「自由世界の安全確保という目標を危殆に陥れる」ものと非難し、それ以上の援助額削減に強い警告を発していた。それにもかかわらず議会でさらに削減されたのは、

- (1) 大統領の議会指導力が低下していること、
  - (2) ベトナム戦費を主因とする大幅な財政赤字に対する批判から、議会側(とくに下院)の歳出削減要請がきわめて根強いこと、
- などによるものとみられている。

### ◇米国、社会保障法を改正

米国議会は12月15日、老令・廃疾者等に対する社会保障給付金の増額、社会保障税の引上げ等を含む社会保障法の改正を決定した。本改正は67年における最大の懸案の一つであり、両院の激しい対立を経てようやく成立したものであるが、結果的には、ミルズ下院歳入委員長をはじめ政府批判色の強い下院の意向をほぼ全面的に受け入れた内容となり、現行法の大幅な改善を意図した政府案およびそれに近い上院案から大きく後退したものとなった。これはジョンソン大統領の「偉大な社会」計画にとって大きな打撃とみられており、ニューヨーク・タイムズ紙も「社会非保障法」と題する社説を掲げてきびしく批判している。おもな改正点は次のとおりである。

- (1) 社会保障給付金を、現在の最低44ドル、最高142ドルから、最低55ドル、最高160.5ドル(1人1ヵ月当り。政府案は最低額を70ドルまで引上げ)へ、平均して13%(政府案19%)引き上げる。実施は68年2月(実際の給付金支払は3月から)、これによる給付金の支払増は68年29億ドル、平年化する69年には36億ドルと非公式に見込まれている(現行法による68年の支払見込額は255億ドル、政府案による支払増加は48億ドル)。
- (2) 受給資格が現在は年収1,500ドル以下であることを、政府案どおり年収1,680ドル以下へと、適用対象を拡大

する。年齢制限は現状のまま据え置かれた(寡婦60才以上、その他62才以上。ただし廃疾寡婦のみは50才から受給可能となった)。なお、受給者数は現在約24百万人とされている。

- (3) 社会保障税の課税基準額を、従来の年収6,600ドルから68年1月以降7,800ドルに引き上げると同時に、税率も現行8.8%から69年に9.6%、さらに1987年までに11.8%へと漸進的に引き上げる(雇主、被雇用者で折半負担)。これにより被雇用者1人当りの年間税額は、従来の最高580.8ドルから68年同686.4ドル、69年同748.8ドルに増加する。
- (4) 以上のほか、当局あっせんの職に就くことを拒否したものであるものに対する給付禁止、連邦政府による保護対象児童数比率の現状凍結、扶養児童が政府の扶助を受ける場合の親に対する就職の義務づけなど、下院の意向を反映した「強制的」条項が含まれている。

### ◇米国、預金準備率を一部引上げ

連邦準備制度理事会は、12月27日、次のとおり預金準備率の一部を引き上げる旨を発表した。その目的について同理事会は、「インフレ圧力を押え、国際収支の均衡を図るための金融政策措置である」と説明している。発表内容次のとおり。

- (1) ネット要求払預金(要求払預金総額から取立未済切手手形分および金融機関預金を除く)のうち、1行当り5百万ドル超の部分に対する預金準備率を、準備市銀行については現行16½%から17%に、地方銀行については現行12%から12½%に、それぞれ引き上げる。
- (2) 新準備率への移行は、準備市銀行については1月11日から、地方銀行については1月18日からそれぞれ適用する。

なお、連邦準備当局によれば本措置の対象銀行は約2,000行(支払準備制度加盟銀行中場)、積増し所要額は5.5億ドル(準備市銀行は3.6億ドル、その他銀行は1.9億ドル)とされているほか、実施日をとくに1月中旬以降としたのは、積増し開始を資金の還流期に合わせる趣旨によるものと説明されている。

今次措置の特色として、1960年の技術的な引上げを除けば、1951年以来一貫して引下げの方向にあった要求払預金に対する準備率が、ここにきて10数年ぶりに引き上げられたこと(注)、また準備率の引上げに際し、それが国際収支の改善を目標とするものであることを明示したのは全く異例の措置であること、の2点が指摘されている。

(注) 1960年には、銀行手持現金を預金準備に含めるという制度改正

が行なわれたが、このときこれによって生じた過剰準備の一部を吸収するため、地方銀行の預金準備率を引き上げるといった技術的調整が加えられた。

### 新準備率の内容

(単位・%)

対象預金	準備市銀行	地方銀行
ネット要求払預金		
1行当り5百万ドル以下の部分*	16½	12
1行当り5百万ドル超の部分	17	12½
貯蓄預金*	3	3
その他定期預金		
1行当り5百万ドル以下の部分*	3	3
1行当り5百万ドル超の部分*	6	6

\*印部分は今回据置き。

#### ◇ニューヨーク連銀、スワップ網を拡大

12月15日、ニューヨーク連邦準備銀行は、国際決済銀行およびスイス国立銀行とのスワップ取決め の極度額を各150百万ドル増額したと発表した。この結果、ニューヨーク連銀のスワップ網は次表のとおり合計7,080百万ドルとなった。

#### ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ網

(単位・百万ドル)

	新取決め額
フランス銀行	100
英 蘭 銀 行	1,500
オランダ銀行	225
ベルギー国立銀行	225
カナダ銀行	750
国際決済銀行	1,000
スイス国立銀行	400
ドイツ・ブンデスバンク	750
イタリア銀行	750
オーストリア国立銀行	100
スウェーデン銀行	200
日 本 銀 行	750
デンマーク国立銀行	100
メキシコ銀行	130
ノルウェー銀行	100
合 計	7,080

#### ◇カナダ、「金利公表の原則」(新銀行法第92条)発効

カナダにおいては、67年5月1日、積極的に競争原理を導入する目的で、銀行法の改正が行なわれたが、新銀行法に盛り込まれた「金利公表の原則」(第92条)は、総督の

命により、10月16日に発効した。これにより金利機能のいっそうの弾力的活用の効果が期待されている。同措置の概要次のとおり。

- (1) 銀行は貸出を行なう場合、大蔵大臣の定める書式により、借り手に対し実効借入れコストを明示しなければならないこと。
- (2) 実効借入れコストには、貸出金利ないし割引歩合のほか、手数料など借り手負担の諸経費も含まれること。
- (3) 同措置は1件当り2万5千カナダ・ドル以上の貸出に適用され、主として個人や小企業にかなりの恩恵が及ぶとみられること。

#### ◇カナダ銀行、金購入資金の供給自粛を要請

カナダ銀行は、最近日だつ金買入れの投機化傾向に対処し、12月16日、以下の声明文を発表した。

「国際金融協力措置の一環として、カナダ銀行は、特許銀行およびその他の金融機関に対して、金または金証券を購入するための資金供給(注)を自粛し、金の先物買いを助長するようなことは差し控えるよう要請する。」

すでにカナダ最大の金取引取扱銀行であるノバ・スコシア銀行は、12月14日以降、金売却につき証拠金取引(同証拠金率は、ポンド切下げ前3%のところ最近では5%にまで上昇)を停止し、すべて現金取引に限る旨発表していたが、今次措置は、こうした金投機の鎮静化措置をいっそう強化するためにとられたものとみられる。

(注) 同資金の貸出金利は、年8%前後、しかも利息は最低限半年分が前払い(小口取引については1年分前払い)となっている(12月2日付フィナンシャル・ポスト紙)。

#### ◇カナダ、米国に金1億ドル売却

カナダ政府は、12月21日、「このほど米国に1億ドルの金を売却した」旨明らかにした。これは、さきにカナダ銀行が特許銀行等に対して行なった金投機資金の貸出自粛要請とともに、現行金価格維持のための国際金融協力の一環としてとられた措置とみられており、米国財務省も「時宜にかなうもの」としてカナダの好意を歓迎している。

なお、カナダの対米金売却は前回の50百万ドルを含め、67年中合計150百万ドルとなった(66年は5千万ドルずつ4回、合計2億ドルの売却が行なわれた)。

## 欧 州 諸 国

#### ◇西ドイツ、経済専門委員会の経済見通しと政策勧告

西ドイツ政府の経済諮問機関である経済専門委員会

(注)は、(12月5日、政府に対し「成長のなかでの安定(Stabilität in Wachstum)」と題する年次経済報告書(同委員会設立以来第4回目)を提出し、大要以下のような経済見通しおよび政策勧告を行なった。

1. 68年上半期の西ドイツ経済見通し

西ドイツ経済は、67年、戦後はじめて国民総生産(実質)が前年水準を割り込むというきびしい景気後退を経験したが、68年上半期にはかなりの景気上昇を示すであろう(下半期については不確定要因が多いため予想を行っていない)。

すなわち、投資環境の好転(受注の好伸、賃金の落着きと生産性の上昇による企業収益の好転見込みなど)による設備投資の増加、輸出の引き続き増加、個人消費の持ち直し等を主に、上半期のGNP成長率は前年同期比名目5.5%(「IFO」ほか西ドイツの有力経済研究所は6.7%と予想、42年11月号「国別動向」参照)と見込まれる。

なお、英ポンド等諸通貨の平価切下げの影響については、68年上半期中輸出減12億マルク(67年上半期の輸出実績の2.8%)、輸入増7億マルク(67年上半期の輸入実績の2.0%)、国民総生産減25億マルク(67年上半期の国民総生産実績見込みの1.1%)と推定される。

2. 政策勧告

- (1) 67年の西ドイツ経済は、「経済安定・成長促進法」第1条に掲げた経済政策目標のうち、通貨価値の安定という目標のみ達成し、高水準の雇用、対外経済の均衡、適正な経済成長という3目標についてはなんら成果を収めず、また金融、財政両面からの景気振興策はその実施がおそすぎ、かつ不じゅうぶんであった。
- (2) 政府の中期財政計画が想定している西ドイツのGNP成長率目標(1967~71年間平均、名目5~5.5%、実質4%)は低すぎるので、政府はさしあたり68年の実質成長率目標を6.4%(69年は6.1%)に引き上げ、このため財政支出を10%増(対前年比、以下同じ)。投資支出は30%増、民間設備投資を15%増とするような景気振興策を実施すべきである。
- (3) 景気振興策としては、
  - イ、「経済安定・成長促進法」第26条に規定する投資プレミアム制度(42年6月号「要録」参照)を68年初から実施すること(同法では、1969年1月1日から実施しうることとなっている)
  - ロ、「経済安定・成長促進法」第26条の規定に基づき、法人税および所得税を引き下げることなどの措置を実施することが望ましい。

(注) 「経済専門委員会設立に関する法律」(1963年8月14日制定)に

より設けられた政府の有力経済諮問機関(通称 Sachverständigenrat)で、毎年末政府に対し当該年度の経済情勢に関する報告ならびに翌年度の経済政策に関する勧告等を行なうことを義務づけられている。構成委員はW. Bauer 委員長(エッセン経済研究所長)を含め総員5名から成っている。

西ドイツ経済専門委員会の経済見通し

(前年同期比・%、いずれも名目価格)

	(P) 1965 年	(P) 1966 年	(P) 1967年			1968 年 上期
			上	(P)期	下 期	
個人消費	9.5	7.0	2.0	2.6	1.5	2.5
政府支出	12.7	8.6	5.3	7.1	4.0	4.0
総固定資本形成	8.8	2.7	-11.5	-13.0	-10.0	4.5
うち機械設備	12.4	-0.7	-12.7	-15.2	-10.0	2.5
建設	5.5	5.9	-10.4	-10.8	-10.0	7.0
在庫投資	80	13	-35	-20	-15	38
輸 出	9.1	13.0	8.0	10.4	5.7	6.0
最終需要	10.3	6.0	-0.2	-0.9	0.5	6.0
国民総生産	8.9	6.1	0.2	-0.3	0.5	5.5
輸 入	17.5	5.0	-2.0	-3.9	0	7.5

(注) 1. (P)は連邦統計局発表の暫定計数。  
 2. 在庫投資は実額(単位・億マルク)。  
 3. 英ポンド等の平価切下げの影響織込み済み。

資料: Jahresgutachten 1967/68 Stabilität in Wachstum.

◇フランス銀行、高率適用制度等を改正

フランス銀行はさる12月14日の理事会で、第1次高率適用制度の廃止など貸出政策の一部改正を決定、同21日から実施する旨発表した。本改正の概要次のとおり。

(1) 第1次高率適用制度の廃止

これまで、再割引限度額をこえる再割引部分に対しては、限度額の10%に相当する金額までは第1次高率として4.5%の罰則金利が適用され、更にその金額を上回る部分に対しては、第2次高率として6%の罰則金利が適用されてきた。今回の改正は、この第1次高率適用制度を廃止し、限度額をこえる再割引に対しては、全額これまでの第2次罰則金利(6%)を課するというものである。

(2) 30日貸付制度の廃止

本貸付制度は、大蔵省証券を担保とする最短5日、最長30日までの短期貸付制度で、公定歩合(3.5%)と同じ金利が適用されていたが、今回これを廃止したものである。

上記改正により、今後再割引限度額をこえる再割引部分については、前記のとおり一応従来の第2次高率が適用され、金利が大幅に上昇することとなる。しかし、これまでフランス銀行は、短期資金の過不足を主としてコ

ール市場を通ずる短期証券の売買によって調節してきているので、今後も実際には、再割限度額をこえる資金需要に対しコール市場を通じ信用供与を行なうものと予想されており、金利面への影響はそれほど大きくはあるまいとみる向きが多い。

なお、フランス銀行は、今次改正について「公定割引歩合、第1次、第2次高率、30日貸付等複雑化している貸出金利の体系を整備し、あわせて短期証券の売買による金融市場調節機能の向上をねらった技術的な措置」と説明している。

#### ◇イタリア、高額銀行券を発行

イタリア銀行は12月4日、新たに5万リラ券および10万リラ券を発行した。その経緯等、概要次のとおり。

- (1) これまでの最高額券1万リラ券は、このところ銀行券発行残高の85%以上の高率を占めるに至っていたこと。
- (2) 戦前に発行されていた1千リラ券は、現在の貨幣価値に換算して約10万リラに相当し、この点からも、10万リラ券の発行が社会的、経済的に問題を生ずる余地はないと判断されたこと。
- (3) すでに67年5月29日に高額券発行に関する関係法令の整備を終え、金融界とも打合わせのうえじゅうぶんな準備期間を置いて実施に踏み切ったこと。

上記の措置は、もっぱら銀行券支払事務の軽減や取引の便宜を考慮したものであるところから、一般に歓迎されている。

#### ◇スウェーデン、公定歩合を引上げ

スウェーデンの中央銀行であるリクスバンクは、12月14日、公定歩合を1%引き上げて6%とし、翌15日から実施することを決定した。

今次措置実施の理由につき、当局は公式発表を行っていないが、一般の英ポンドあるいはデンマーク・クローネの平価切下げを契機に、①スウェーデン・クローネの平価(注)切下げを予想する投機的な動きも加わって、金・外貨準備(本年10月末現在996百万ドル)が急減(11月初末約1.9億ドル減と伝えられる)したと、②輸出競争力の相対的低下が懸念されたこと、などのためであろうと伝えられている。

同国の公定歩合は67年2月、3月と2回にわたり0.5%ずつ引き下げられ、他方財政面からも景気振興措置が実施されてきており(42年3月号「要録」参照)、かかる金融財政両面の景気対策の効果が、最近の国内景況面によく現われはじめていたおりに、今次措置が国

内の企業活動に及ぼす悪影響を重視する向きも少なくない。

- (注) 1スウェーデン・クローナ=0.1933米ドル  
1デンマーク・クローネ=0.1333米ドル  
1ノルウェー・クローネ=0.1400米ドル

#### ◇デンマーク、公定歩合を引上げ

デンマーク国民銀行は12月18日、公定歩合を1%引き上げ7.5%(戦後最高)とすることを決定し、翌19日から実施することとした。

今次引上げは、英ポンドに追随して行なわれた同国の平価切下げ措置(前月号「要録」参照)を補完し、特に輸出振興の目的を達成する見地から採られたものと思われる。

なお、同国政府は平価切下げと同時に議会に上程していた「物価騰貴の抑制に関する法案」ならびに「租税優遇措置の一部撤廃と所得税の引上げ等に関する法案」が否決されたため、議会を解散し、本年1月に総選挙が行なわれることとなっているが、今回の公定歩合引上げはこの間の経済政策面の空白を補うためにも必要となったものと解されている。

#### ◇フィンランド、乗用車等の輸入禁止措置を撤廃

フィンランド政府は11月20日、67年9月以降実施してきた乗用車等(ライトバンを含む)の輸入禁止措置を撤廃すると同時に、輸入乗用車に対する関税率を従前の55%から40%に引き下げることを選定した。

今次措置が実施された理由は、さる10月12日決定の平価切下げ(切下げ幅は外貨建て23.19%、42年11月号「要録」参照)によって輸入抑制効果が期待されるようになったことにあり、また関税率の引き下げは、仮に税率を据え置いた場合には、輸入乗用車の国内価格が約50%の上昇と見込まれ、物価政策上かえって好ましくない影響を及ぼすことが懸念されたため、これを調整する見地から採られたものであるといわれている(税率引下げ後の輸入乗用車の国内価格は約30%の由)。

## アジアおよび大洋州諸国

#### ◇パキスタン、英ポンド切下げに伴い、貿易政策を変更

パキスタン政府は、英国のポンド切下げ(11月18日)に対処して、11月21日、次のような貿易政策を発表、輸出の促進と輸入の抑制をはかっている。

##### 1. 輸出政策

- (1) すでに輸出ボーナス制度が適用されている品目の輸出ボーナス率を、一律10%引き上げる(すなわち、従

来15%の輸出ボーナス率は25%に引き上げられる)。

- (2) 海外送金の受取など貿易外収入のボーナス率についても(1)と同じ。
- (3) 羊毛を新たに輸出ボーナス制度の適用対象品目に加える(ボーナス率20%)。
- (4) ジュート、綿花に対する輸出税を撤廃する。

2. 輸入政策

- (1) 輸入工業原料全品目につき、その関税率を10%引き上げる。
- (2) 食料、衣料品等の生活必需品以外の非緊急商品(自動車、冷蔵庫等)に対する関税率を10%引き上げる。
- (3) 機械(農機具を除く)に対する関税率を、西パキスタンで10%、東パキスタンで5%それぞれ引き上げる。

◇マレーシア、市中金利を変更

マレーシア政府は、11月20日、英ポンド切下げに伴う国際金利の上昇に対処して、市中銀行の貸出金利最低限度を7.5%から8.0%に、また従来一律5%であった定期預金金利の最高限度を、3か月もの5.5%、6か月もの5.75%、9~12か月もの6.0%にそれぞれ引き上げた。同措置は、マレーシアと国際金融市場、とくにロンドン、香港市場などとの資金交流が活発なことから、資本流出を回避するために採られたものである。

◇香港、預金・貸出金利の引上げ

香港為替銀行協会は10月24日、預金金利を $\frac{1}{4}$ ~ $\frac{1}{2}$ %引き上げ、その後英国のポンド切下げに伴う公定歩合の再引上げに追隨して、11月23日、同金利を $\frac{1}{4}$ ~ $\frac{1}{2}$ %引き上げた(付表参照)。一方、貸出金利も預金金利の上昇に伴って改訂され、英系3行(香港上海、チャータード、マーカンタイル)プライム・レートは11月1日 $\frac{1}{2}$ %引き上げられて7 $\frac{1}{2}$ %となり、その後12月1日さらに8%へと引き上げられた。

以上の措置は、海外金融市場における金利上昇に対処し、金利面での調整を行なう必要からなされたものである。

(年利・%)

		1967年10月24日 以 降			1967年11月23日 以 降		
普通預金		3			3		
通知預金		4 $\frac{1}{4}$			5		
定期 預金	銀行区分	3か 月 の	6か 月 の	1か 月 の	3か 年 の	6か 月 の	1か 年 の
	外国系(27)	5 $\frac{3}{4}$	5 $\frac{7}{8}$	6 $\frac{1}{4}$	6 $\frac{1}{4}$		
	特(6)	6	6 $\frac{1}{8}$	6 $\frac{1}{2}$	6 $\frac{1}{2}$		
	A1(10)	6 $\frac{1}{4}$	6 $\frac{3}{8}$	6 $\frac{3}{4}$	6 $\frac{3}{4}$		
	A2(11)	6 $\frac{5}{8}$	6 $\frac{3}{4}$	7 $\frac{1}{8}$	7 $\frac{1}{8}$		
地元 中国系	B(21)	7	7 $\frac{1}{8}$	7 $\frac{1}{2}$	7 $\frac{1}{2}$		

(注) 銀行区分中、カッコ内の数字は適用銀行数。

◇ネパール、平価切下げ

ネパールは、英ポンドの平価切下げに伴い、12月8日、ネパール・ルピーの平価を従来 $1$ 米ドル=7.6ネパール・ルピーから $1$ 米ドル=10.1247ネパール・ルピーへと24.9%の切下げを行なった。

◇イスラエル、平価切下げを実施

イスラエル中央銀行は、英国のポンド切下げに追隨して11月19日に平価の切下げ(1米ドル当りの為替レート3.0→3.5イスラエル・ポンド、切下げ率16.7%)を実施した。同国は、中東紛争の影響で工業生産の停滞および貿易収支の悪化を招いており、今回の平価切下げ措置も、主として今後の輸出促進による経済の建て直しをねらったものとみられる。